

免除された国民年金保険料後から納めることができます

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となつてしましますが、追納制度を利用することによって、免除等の承認を受けた期間について後から保険料を納めることができます。

注意事項

追納ができるのは過去10年以内に免除等が承認されている期間に限られます。

免除等の承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の額に一定の加算がされます。

なお、老齢基礎年金の受給権者については、保険料の追納をすることができないことになっていきます。

問川越年金事務所
TEL 049-242-2657

70歳以上の医療

国保に加入している人が70歳になると、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。この「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の見た目は、国民健康保険被保険者証とほぼ同じ体裁ですが、自己負担

額や自己負担限度額が変更になります。

70歳になったとき

70歳の誕生日の翌月から(誕生日が1日の人はその月から)、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を提示して医療を受けます。

令和6年12月1日までに70才になる方へは、使用開始日までに国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付いたします。

75歳になったとき

75歳の誕生日当日から、国保を脱退し、後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。令和6年12月1日までに75才になる方へは、「後期高齢者医療被保険者証」が交付されますので、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」については、すみやかに破棄していただくか、役場へ返却してください。

令和6年12月2日以降70才・75才になる方

ご自身のマイナ保険証の登録状況により内容が異なります。マイナ保険証をお持ちの方は原則としてマイナ保険証での受診となります。

マイナ保険証をお持ちでない方も含め、お手元の保険証の有効期限が切れるまでに、引き続き安心して医療機関を受診していただけるよう、必ず通知が届きますので、内容をよくご確認ください。

放送内容

上りチャイム+「これは、Jアラートのテストです」×3回+「こちらはぼうさいらんげんです」+下りチャイム

犯罪被害者等支援について

彩の国犯罪被害者フストップ支援センター

犯罪の被害に遭い、お困りの方やそのご家族からのご相談内容に応じて、埼玉県、埼玉県警、民間支援団体へフストップでお繋ぎし、犯罪による被害の軽減と早期回復を図ります。

総合対応電話
TEL 0120-735-0001

性暴力等犯罪被害者専用相談電話「アイリスホットライン」

性犯罪や性暴力の被害に遭い、どうしたらよいかわからないなど、不安や悩みを抱えた方はご相談ください。守秘義務のある専門の相談員が無料で対応します。※24時間365日相談受付
TEL 0120-31-8341

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施について

さいたま地方務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、こどもをめぐる様々な人権問題に取り組むため、全国一斉

ください。

詳しくは、10月広報でお知らせいたします。

交通事故にあったら... 第三者行為による病气やケガ

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、届け出により国保でお医者さんにかかることができます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立替払いをして、あとから国保が加害者に費用の請求をします。示談の前に必ず役場へ連絡をして、届け出るようにしてください。

なお、示談を結んでしまうと国保が使えなくなる場合がありますので、ご注意ください。

第三者行為とは?

- 暴力行為を受けた
- 他人の飼い犬に噛まれた等

届け出について

交通事故にあつたら、必ず警察で「事故証明書」をもらってください。その他に「保険証」「印鑑」及び「本人の身元確認書類」を持参のうえ、国保の窓口へ届出をしてください。

「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、一人でも多くのこどもたちから専用相談電話による相談を受け付けます。

8月21日(水)～8月27日(火) 8時30分から19時まで
※ただし、8月24日(土)、25日(日)は、10時から17時まで
電話番号 0120-007-110
(全国共通・無料)※IP電話からは接続不可

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会こども人権委員会委員
※秘密は厳守します。

お問い合わせは、さいたま地方務局人権擁護課
TEL 048-851-1000

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です!

様々な人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、企業や民間団体・市町村を含めた県民総ぐるみで取り組む運動です。

【人権啓発イベント】
「ヒューマンフェスタオンライン2024」の開催
8月1日(木)～9月30日(月)
場 インターネット特設サイト

テーマ 女性の人権
①人権メッセージ動画②人権啓発グッズ

広告

行政書士緒方・関根事務所
行政書士 緒方由起子
〒355-0216 比企郡嵐山町むさし台1-28-1
sekine-gyosei@kcf.biglobe.ne.jp
TEL 0493-62-5032 FAX 0493-62-2830
相続登記の義務化 相続関係書類の収集 遺言書の書式
難しい手続きは、専門家の力を借りて楽にしませんか
あなたの力にきつとなります
私たちにお任せください
0493-62-5032
相談無料...お電話にてご予約を
平日午前9時～午後5時 駐車場完備 駅徒歩2分
HPはこちら

問県人権・男女共同参画課
TEL 048-830-2258

福祉課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-0716

重度心身障害者医療費受給制度

令和4年10月1日より全受給者に所得制限が設けられています。毎年10月の一斉更新時に所得審査を行い、所得審査の結果、助成対象となる方には受給証を交付いたします。所得審査ができない方は助成対象外となりますので、必ず所得の申告を行ってください。所得が無い方も申告等が必要です。

所得審査

登録時と1年ごとの更新時に、前年度の所得に基づき所得審査を行い、登録者本人に一定の所得があるときには、1年間(10月～翌年9月まで)医療費の助成が停止されます。

扶養親族の人数に応じて、基準となる金額が変わります。詳細は町ホームページをご覧ください。

※町が本人の同意を得たうえで、税情報等で確認します。
※令和6年1月2日以降転入の方については、令和6年度の所得証明書の提出が必要です。

地域支援課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-2152

Jアラートによる情報伝達訓練

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、地震や武力攻撃などに関する情報を、町の防災行政無線を通じ、国から直接住民に対し伝達するシステムです。

次の日時で、Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を実施します。

8月28日(水) 11時頃

訓練方法 町内の防災行政無線から、大きい音量で次の内容が放送されます。